(昭和63年3月17日決裁)

(設置の目的)

第1条 身体障害者相談員(以下「相談員」という。)は、社会奉仕の精神に基づき、身体障害者(以下「身障者」という。)の更生援護に関し、本人又はその家族等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、市民に対して障害者援護思想の普及に努め、もって身障者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(委託)

第2条 市長は、福祉事務所長から推薦のあった者のうち、適当と認められる者に対し、担当地区を定めて、第4条に掲げる業務を委託するものとする。

(推薦)

第3条 福祉事務所長は、相談員を推薦しようとする場合は、人格・識見が高く、社会的に信望が厚く、身障者の福祉増進に熱意を有し、奉仕的に活動ができ、かつ、その地域の実情に精通している者であって、原則として身障者本人もしくは近親者のうちから適当と認められる者を推薦するものとする。

(業務)

- 第4条 相談員の業務は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 身障者の家庭における介護・養育・生活・就労等に関する相談に応じ、必要な 指導・助言(福祉事務所、県の相談機関、病医院等が行う専門的な相談・指導を 除く)を行うこと。
  - (2) 身障者の施設入学(所) 就労等に関し、関係機関への連絡及び必要な援助を行うこと。
  - (3) 障害者に対する援護思想の普及に努めること。
  - (4) その他、前各号に付帯する業務を行うこと。

(関係機関との連携)

- 第5条 相談員は、その業務を行うに当たって、福祉事務所、身障者更生相談所、児 童相談所、民生(児童)委員等の関係機関と緊密な連携を保たなければならない。 (服務)
- 第6条 相談員は、次の各号に定めることを遵守しなければならない。
  - (1) 相談員は、その業務を行うに当たっては、身障者の人格を尊重し、その身上及 び家族に関する秘密を守らなければならない。

- (2) 相談員は、その業務を行うに当たり、相談員であることを証明する証票を携行するものとする。
- (3) 相談員は、その業務を行うために必要とされる相談活動日誌、面接相談記録票を常に携行するものとする。

(業務の委託期間)

第7条 相談員に対して業務を委託する期間は、1年とする。ただし、補欠相談員に 対する委託期間は、前任者の残任期間とする。

(業務委託の解除)

- 第8条 市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該相談員に対する業務委託を解除することができるものとする。
  - (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
  - (2) 業務を怠り、又は業務上の服務に違反した場合
  - (3) 相談員としてふさわしくない非行のあった場合 附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。